

令和2年4月1日

大分県議会議長 殿

令和2年度 政務活動使用車両に関する届出書

会派名 公明党

議員名 戸高賢史 

政務活動に使用する車両として、下記のとおり届け出します。

	車名	自動車登録番号	車台番号	初度登録年月	車検満了日	推定燃費 (k m)
1				平成24年3月	令和3年3月8日	12km
2						
3						

(政務活動補助職員用)

1						
---	--	--	--	--	--	--

注1 毎年度4月1日現在で作成すること。

2 年度中途に車両を新規登録、移転登録又は抹消登録を行い、届け出車両に異動があった場合は、その都度、変更後の内容で届け出すること。

なお、移転登録や抹消登録により、届出車両を使用しなくなった場合は、使用しなくなった月までで自動車交通費に係る精算手続が必要となるので留意すること。

3 「推定燃費」欄には、当該車両のガソリン1ℓ当たりの概ねの走行距離(k m)を記載すること。


領収書等の添付様式

整理番号	
領収書その他の証拠書類の添付欄	
<p style="text-align: center;">7 D02-08-17 決算利息 2- 877^円 3 </p>	
事業名、使途及び内容等	
<p style="text-align: right;">決算利息（3～8月まで） 3 円</p>	
あん分による充当の場合	
<p>あん分の率（ ）</p> <p>あん分による政務活動費の充当額（ 円）</p>	
一部のみ打切り充当した場合	
<p>政務活動費充当額（ 円）</p>	

整理番号	9-1
------	-----

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

2020/9/8	領収書																				
	WEB 4ee9c27935ac11a78dfcc99552cb4160 2020年09月08日 12:55																				
領 収 書 RECEIPT																					
下記の金額正に領収いたしました。																					
RECEIVED FROM : <u>大分県議会 公明党 戸高賢史 様</u>																					
金額 THE SUM OF : <u>¥ 73,080 円</u> (税込み)																					
但し	IN PAYMENT OF 運賃として AIR FARE-FREIGHT																				
航空券番号	TICKET NUMBER 1311497930386																				
航空券発行日	DATE OF ISSUE 2020年09月08日																				
発行所	PLACE OF ISSUE 日本航空																				
備考	REMARKS 現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます																				
日本航空株式会社 Japan Airlines Co., Ltd.																					
ご利用区間・運賃明細																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>お客様</th> <th>搭乗日</th> <th>出発地</th> <th>到着地</th> <th>便名</th> <th>利用運賃</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">TODAKA KENJI 様</td> <td>2020年9月10日(木)</td> <td>大分</td> <td>東京(羽田)</td> <td>JAL664</td> <td>往復割引(普通席)</td> <td>¥36,540</td> </tr> <tr> <td>2020年9月10日(木)</td> <td>東京(羽田)</td> <td>大分</td> <td>JAL669</td> <td>往復割引(普通席)</td> <td>¥36,540</td> </tr> </tbody> </table>		お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額	TODAKA KENJI 様	2020年9月10日(木)	大分	東京(羽田)	JAL664	往復割引(普通席)	¥36,540	2020年9月10日(木)	東京(羽田)	大分	JAL669	往復割引(普通席)	¥36,540
お客様	搭乗日	出発地	到着地	便名	利用運賃	金額															
TODAKA KENJI 様	2020年9月10日(木)	大分	東京(羽田)	JAL664	往復割引(普通席)	¥36,540															
	2020年9月10日(木)	東京(羽田)	大分	JAL669	往復割引(普通席)	¥36,540															
<table border="1"> <tr> <td>合計金額</td> <td style="text-align: right;">¥73,080</td> </tr> </table>		合計金額	¥73,080																		
合計金額	¥73,080																				

事業名、使途及び内容等	県外調査 (9/10 東京) 航空券代 <u>73,080 円</u>
実施期間 : 令和2年9月10日 (金) 14:15~15:30 目 的 : 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する制度的対応と検討事項 訪 問 先 : 厚生労働省 健康局健康課 予防接種室 (参議院議員会館) 参 加 者 : 戸高賢史	

あん分による充当の場合	あん分の率 () あん分による政務活動費の充当額 () 円
-------------	--

一部のみ打切り充当した場合	政 務 活 動 費 充 当 額 () 円
---------------	-----------------------

政務活動費 (県外・海外) 調査研究報告書

会 派 名 公 明 党 戸 高 賢 史

日 程	平成 2 年 9 月 10 日 (木) 14:15~15:30
場 所	参議院議員会館
相 手 方	厚生労働省 健康局健康課 予防接種室 林 修一郎 (室長)
参加議員 氏 名	大分県議会議員 戸高 賢史
目的・内容 ・成果等	<p>(目的) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する制度的対応と検討事項について調査を行う。</p> <p>(内容) ・法改正の概要について 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種の体制整備の為に、今後予防接種法、検疫法の改正が行われる。予防接種法の改正では、臨時接種に関する特例を設け、厚生労働大臣に指示のもと都道府県の協力により、市町村において実施。接種に係る費用は国負担。救済措置や副作用については予防接種法の現行の規定を適用。接種の勧奨や努力義務については、政令で適用しないことができる。損失保証契約も締結できる。検疫法改正では34条での政令指定期限1年以内と1年以内の延長を指定感染症の政令指定と同様に延長可能。 ・分科会の検討状況について</p> <p>◎接種目的 死亡者や重傷者の発生をできる限り減らし、感染症の蔓延を防止する事。実施体制は特定接種の枠組みではなく、住民接種を優先し、簡素且つ効率的な接種体制をつくる。</p> <p>◎役割分担 国はワクチンの購入、接種順位の決定、ワクチンに係る知見の国民への情報提供、健康被害救済認定、副作用疑い報告制度の運用等、県は地域の卸売業者との調整、医療従事者等への接種体制の調整、専門的な相談対応等、市町村は医療機関との委託契約、接種費用の支払、住民への接種勧奨、個別通知、接種に係る一般相談対応、健康被害救済の申請受付、集団接種を行う場合の会場確保等となっている。ワクチン接種の実施に当たり、地方自治体に負担が生じないように国が必要な財政措置を講ずる。</p> <p>◎ワクチンの有効性及び安全性 接種に用いるワクチンは現時点では未定。新たな技術を活用したワクチン開発が進められており、これまで日本で承認されたワクチンとは大きく性質が異なるものと考えられる。また、接種実績が限られる状況では、ワクチンの有効性及び安全性等に係る情報も限られることも予想される。</p> <p>・接種類型について 現行法では複数の接種累計があり、接種の趣旨や想定している疾病等がそれぞれ異なる。今般の新型コロナウイルスワクチンの接種については既存の接種類型と比較した場合、定期接種のような平時のまん延予防ではなく、臨時接種と同様にまん延防止上緊急の必要がある。現時点では新臨時接種が想定する病原性が低い疾病と評価することは難しい。対策分科会での中間とりまとめにおいても特定接種の枠組はとらず、住民への接種を優先させるとされており、現状において住民接種が想定している接種ではない。⇒こうした接種の趣旨を踏まえて、新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法上の臨時接種をベースとして、現行の臨時接種に関する規定を適用し、適用できない者については特例を検討してはどうかとの意見である。</p> <p>(成果) 接種類型を臨時接種とした場合、市町村実施では費用負担が異なるが、国が市町村に対して接種を実施するよう指示し、接種勧奨を行い、接種を受ける努力義務も課すこととしている今回の接種事業に限っては、臨時接種とは別に新型コロナウイルス感染症対策として特例的に国が全額負担を行う事を検討している。また臨時接種ではまん延防止上緊急の必要時に実施する者であるため、被接種者から実費徴収を行わないとしているが、今回も円滑に接種を受けられるよう特例的に実費徴収を行わないことも検討されている。 ワクチン接種の開始は早ければ来年1月から開始され、令和3年前半までに全国民に提供出来る数量の確保を目指している。本県においても身近な地域において接種が受けられる体制の確保が必要。</p>

※ 調査研究、要請陳情活動等を行った場合に作成し、添付すること。

領収書等の添付様式

整理番号

領収書その他の証拠書類の添付欄

18 D03-02-22 | 決算利息 | 3- 275^ | 5 |

事業名、使途及び内容等

決算利息 (9~2月まで) 5 円

あん分による充当の場合

あん分の率 ()

あん分による政務活動費の充当額 (円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (円)

